

# 日医工MPI行政情報

<https://www.nichiiko.co.jp/stu-ge/>

## MPIのFAQ解説 01

「後発医薬品の薬価収載日 診療報酬上の取り扱いのタイミングについて」

作成：日医工株式会社学術部

(公社) 日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345 寺坂裕美

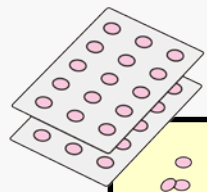
監修：日医工株式会社社長室 MPIグループ

(公社) 日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4828 長岡俊広

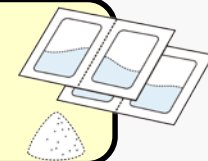
・P5の赤枠内は先発品の取扱いであることを明記しました。  
 ・P6の例③において記載ミスがあったため、修正いたしました。  
 (計算式参入日の『3月10日から』を『1月20日から』に修正)  
 訂正してお詫びいたします。

資料No.2019509-1004

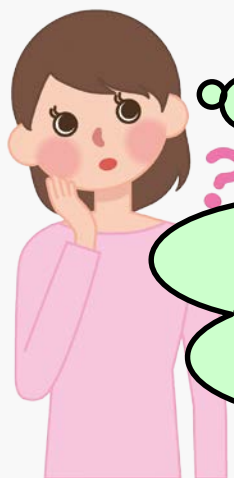
# 後発医薬品の薬価収載（追補収載）



新たな後発医薬品が薬価収載される際によく頂くご質問



後発医薬品の薬価収載は、  
毎年6月及び12月（おおむね第2週～第3週）



後発医薬品数量シェアの計算にはいつから入るの？

- ・後発医薬品調剤体制加算（薬局）
- ・後発医薬品使用体制加算（有床診、病院）
- ・外来後発医薬品使用体制加算（診療所）

一般名処方加算はいつから算定できるのか？

- ・一般名処方加算 1（6点）の注意点は



# 後発医薬品数量シェアの計算

$$\text{後発医薬品の数量シェア} = \frac{\text{「3」}(★を除く)}{\text{「2」}(☆を除く) + \text{「3」}(★を除く)}$$

厚労省サイト「薬価基準収載品目リスト及び後発医薬品に関する情報について」ページ  
 5. その他（各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報）より

1 : 後発医薬品がない先発医薬品

- ・後発医薬品の上市前の先発医薬品等

普通錠とOD錠など

2 : 後発医薬品がある先発医薬品

- ・先発医薬品と後発医薬品で剤形や規格が同一でない場合等を含む。
- ・全ての後発医薬品が経過措置として使用期限を定められている場合を除く。
- ・後発医薬品と同額又は薬価が低いものについては、「☆」印)

3 : 後発医薬品

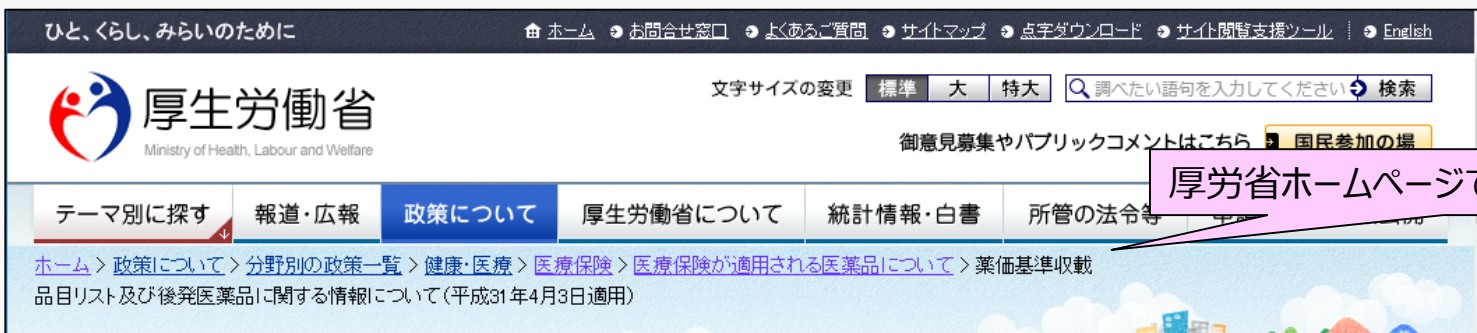
- ・先発医薬品と同額又は薬価が高いものについては、「★」印

準先発品など

各品目が何番に該当するかは厚労省サイトにマスタが掲載されている

※昭和42年以前に承認・薬価収載された医薬品及び平成30年度診療報酬改定における「基礎的医薬品」の対象成分については、「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」は空欄

# 「薬価基準収載品目リスト及び後発医薬品に関する情報について」



厚労省ホームページで「薬価基準」を検索

## 薬価基準収載品目リスト及び後発医薬品に関する情報について (平成31年4月3日適用)

5. その他(各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報)

現在、医療保険で保険診療に用いられる医療用医薬品として扱われる医薬品(後発医薬品)は、承認(いわゆる治験)等が切れた後に、先発医薬品と成分や規格等が同一で、治療学的に同等と認められる医薬品(後発医薬品)として扱われます。

本リストでは、医療機関等における円滑な事務の推進を図る観点等、算定対象となる後発医薬品、「後発医薬品のある先発医薬品」として掲載しています。

また、昭和42年以前に承認・薬価収載された医薬品(その後の剤形等が変更された医薬品)については、(1～4の資料)。

なお、後発医薬品として承認された医薬品であっても、先発医薬品としており、該当する品目には「★」印を付けています(1～5の資料)。

療報酬における加算等の算定対象とならない「後発医薬品のある先発医薬品」として掲載しています。

また、「※」は、品名の次に括弧書によって医薬品製造販売業者名

常に最新版に更新

### 5. その他(各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報)

各先発医薬品における後発医薬品の有無及び後発医薬品について、1:後発医薬品のない先発医薬品(後発医薬品の上市前の先発医薬品等)、2:後発医薬品がある先発医薬品(先発医薬品と後発医薬品が剤形や規格が同一でない場合等を含む。ただし、全ての後発医薬品が経過措置として使用期限が定められている場合を除きます。後発医薬品と同額又は薬価が低いものについては、「☆」印を付けています。)、と3:後発医薬品(先発医薬品と同額又は薬価が高いものについては、「★」印を付けています。)\*として分類しています。なお、昭和42年以前に承認・薬価収載された医薬品及び平成30年度診療報酬改定における「基礎的医薬品」の対象成分については、各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報は空欄となっています。

「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」(厚生労働省平成25年4月5日)に基づく後発医薬品の数量シェア(置換え率)\*における『後発医薬品のある先発医薬品』が2で分類される品目であり、『後発医薬品』が3で分類される品目であるため、置換え率を算出する際には、こちらの情報をご活用ください。

\*後発医薬品の数量シェア(置換え率) = [(後発医薬品の数量) / ((後発医薬品のある先発医薬品の数量) + (後発医薬品の数量))] × 100

(注: 『後発医薬品のある先発医薬品』が2で分類される品目の数量(★を除く))

各品目が何番に該当するかはこのマスタで確認できる (ExcelとPDFで公開)

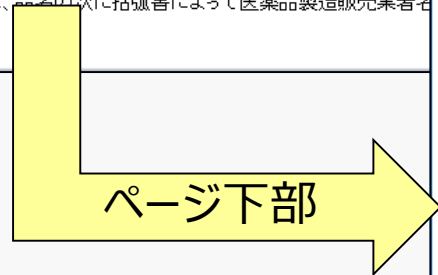
- Excel [2,468KB] **New** 4月3日
- PDF [6,978KB] **New** 4月3日

(「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」欄の区分が途中で切り替わる品目は、備考欄にその変更日を記載しています。)

### 【過去情報はこちら】

- Excel [2,485KB] (平成29年12月8日～平成30年3月31日の期間における算出にはこちら。)
- Excel [2,340KB] (平成30年4月1日～平成30年4月17日の期間における算出にはこちら。)
- Excel [2,344KB] (平成30年4月18日～平成30年5月21日の期間における算出にはこちら。)
- Excel [2,349KB] (平成30年5月22日～平成30年5月29日の期間における算出にはこちら。)
- Excel [2,354KB] (平成30年5月30日～平成30年6月14日の期間における算出にはこちら。)
- Excel [2,406KB] (平成30年6月15日～平成30年6月30日の期間における算出にはこちら。)
- Excel [2,406KB] (平成30年7月1日～平成30年8月28日の期間における算出にはこちら。)
- Excel [2,406KB] (平成30年8月29日～平成30年10月31日の期間における算出にはこちら。)
- Excel [2,406KB] (平成30年11月1日～平成30年11月19日の期間における算出にはこちら。)

過去情報も掲載



# 後発医薬品数量シェアの計算はいつから？

## <原則>

◎ 後発医薬品は、発売日から計算に入れる

◎ 先発医薬品は、

(1) 後発医薬品の発売日が薬価収載日と同じ場合

⇒ 薬価収載日の翌月1日から計算に入れる

(6月収載であれば7月1日から、12月収載であれば1月1日から。)

(2) 後発医薬品の発売日が薬価収載日と異なる場合

⇒ 薬価収載日の3か月後の翌月1日から計算に入れる

(6月収載であれば10月1日から、12月収載であれば4月1日から。)

「後発医薬品の発売日が薬価収載日と同月でない場合」の可能性もある

先発品がいつから数量シェア計算に含まれるかは、P4で紹介した「5.その他(各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報)の備考欄に記載される。

## 【解説】

以前の資料では、先発品が計算に入るタイミングを「後発品発売日の翌月1日から」としていたが、2018年12月に薬価収載されたカペシタビン錠後発品の発売日が2019年1月であったのに対し、先発品が「1」から「2」となるタイミングは2019年4月1日からとされていたため、解釈を変更した。

# 後発医薬品数量シェアの計算はいつから？

【後発医薬品「a、b、d」の薬価収載日が12月14日の場合】

例①後発医薬品「a」が薬価収載日（12月14日）に発売

計算式参入日（後発医薬品「a」は12月14日から、先発医薬品「A」は翌年1月1日から）

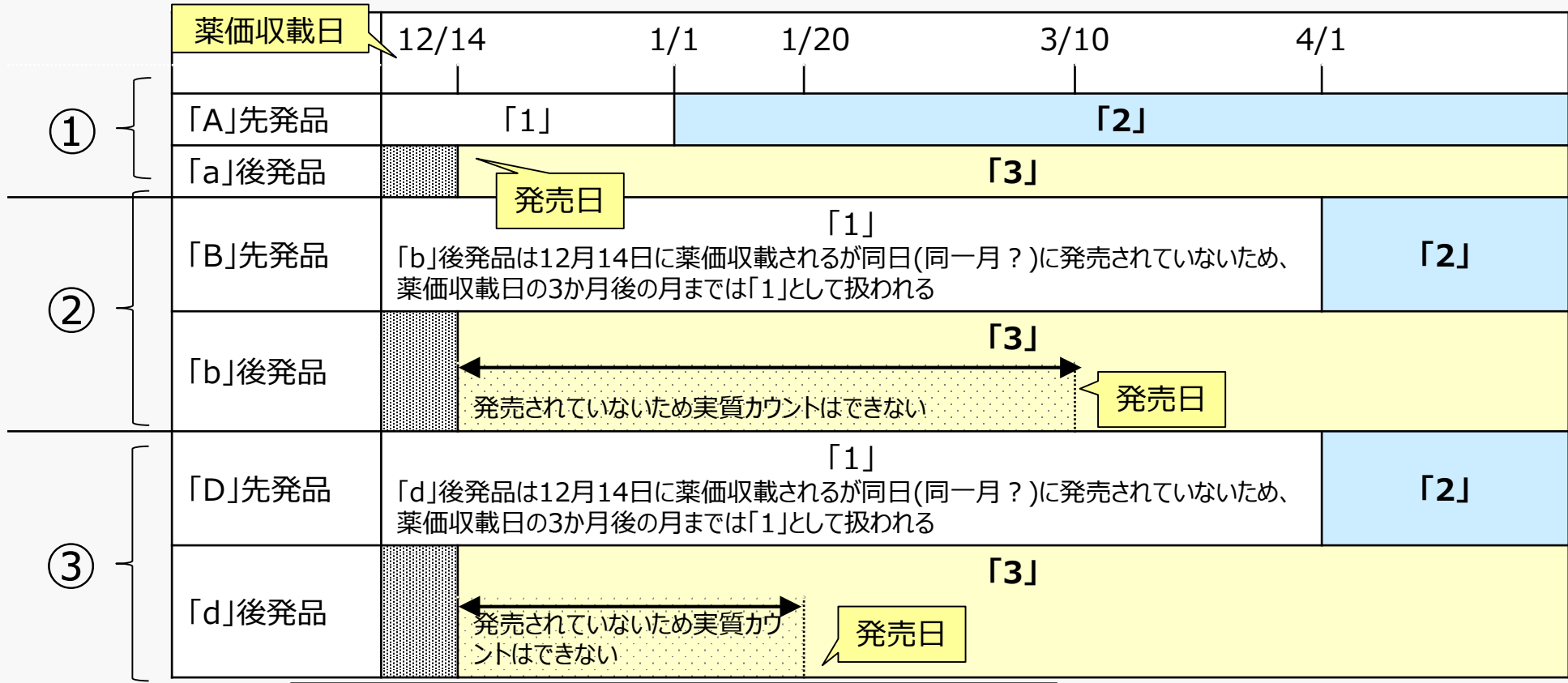
例②後発医薬品「b」薬価収載日から遅れて（翌年3月10日）に発売

計算式参入日（後発医薬品「b」は3月10日から、先発医薬品「B」は4月1日から）

例③後発医薬品「d」薬価収載日から遅れて（翌年1月20日）に発売

計算式参入日（後発医薬品「d」は1月20日から、先発医薬品「D」は4月1日から）

発売日と薬価収載日が一致しない場合もある（AGなど）



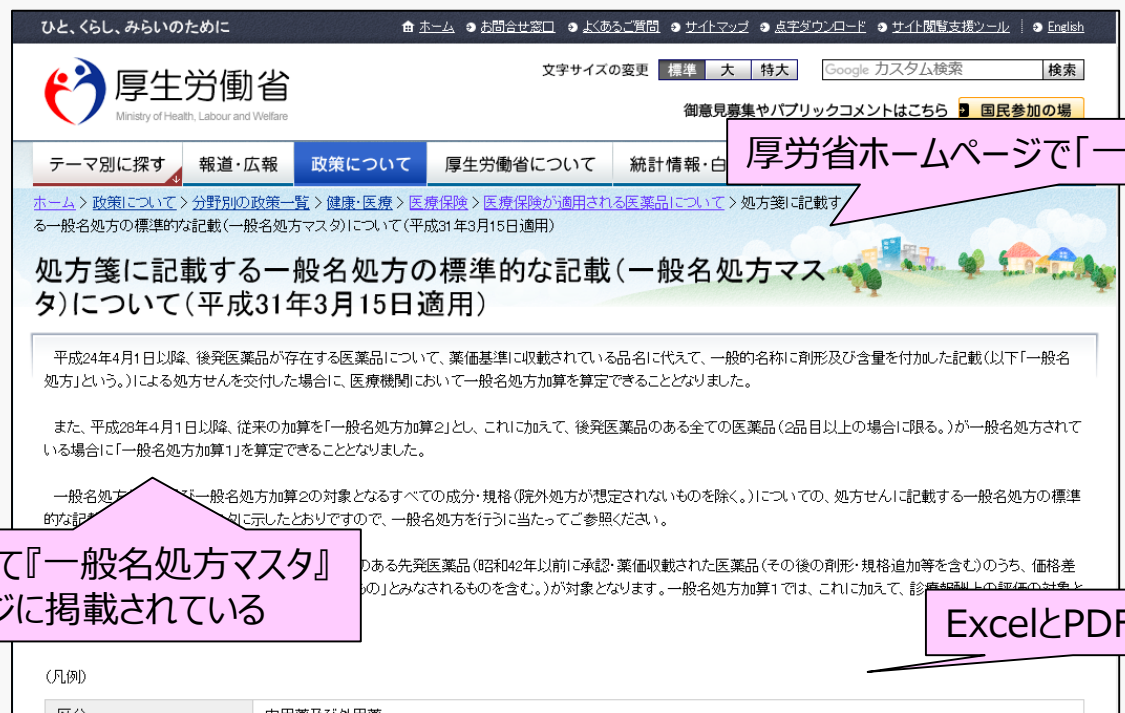
# 一般名処方加算はいつから算定できるのか？

一般名処方マスタに掲載された日（後発医薬品の発売日）

後発医薬品が存在しない医薬品については算定できない

## 【医科診療報酬留意事項通知抜粋】

「・・・一般名処方加算は、**後発医薬品のある医薬品について**、薬価基準に掲載されている品名に代えて、一般的名称に剤形及び含量を付加した記載（以下「一般名処方」という。）による処方せんを交付した場合に限り算定できるものであり・・・」



厚労省ホームページで「一般名処方マスタ」を検索

一般名の記載例として『一般名処方マスタ』が厚労省ホームページに掲載されている

ExcelとPDFで公開

# 一般名処方加算1（6点）の注意点は

一般名処方マスタに掲載された日（後発医薬品の発売日）  
 – 該当する全ての品目を一般名処方にする必要がある –

名称	要件	
一般名処方加算1	後発医薬品が存在する全ての医薬品(2品目以上)が一般名処方されている場合	6点
一般名処方加算2	加算2の対象品目が一般名処方された場合(1品目でも可)	4点

- 「一般名処方加算2（4点）」は医師が銘柄にこだわらない品目を一般名で処方すれば算定できる。
- 「一般名処方加算1（6点）」は、後発医薬品が存在する全ての医薬品を一般名にする必要があるため、追補収載で新たな後発医薬品が発売されると、対象となる品目が追加されるため注意が必要。